

東の方なるべければ、駿西郡はそれに接續きて西の方、今の富士郡の南の方かけて、富士川の下流も、其部内にて其處に舊のスルガてふ地は在しを、又後に駿西郡を停て、富士郡に合られたるなるべし、故舊スルガと云ひし地は、今の富士郡の富士川の下流の川邊なり、けむとはいへるなり、なほその國人によく訪ひ尋ねてさだむべし、

〔駿河國新風土記〕郡名考

駿河郡 オノレツラ、思フニ、ソノカミシルカト云シヲ、言ノ通フマ、ニ、ヲノヅカラ、スルカト云ナルベシ、言ノ意ハ滑所ト云義ナラン、シルハシユルノ略、反スナレバ、スルカトモ云、所ヲカト云ハ、住所スミカ、在所アツカ、所カ、隱所カクレカナドノ如シ、其シルト云ハ、固ノ反ニテ、和名抄ニ、和名加由厚粥也、粥知名薄糜也トアルニテ、固ニ對シテシルテフ言ノ例ハイチシシロ、扱此國名、今ノ駿東郡ノ内ニスルカノ郷トイヒシ所アリシトゾ、夫ヨリ起レルコトトゾ思ハル、其スルカノ郷ト云シハ、イツクトモ今ハ知ガタシ、サレドモヨク、考ルニ、今ウキ島ノ原ト云アタリナルベシ、今ノ原宿其アタリノ村々、スベテ中ムカシヨリウキ島ノ原トハ云ナリ、今モ田地皆深田ニテ、足入ガタク、苗植ルニモ稻、苧ルニモ船ニテゾスナル、又淺キ所ハ、櫓ノ如キ物ヲハキテ草取ナドスルナリ、此地斯テシカリケレバ、滑所トハ名ニ負ヒツラン、略、中

駿河

河野通世撰述

舊事記作珠流河、類聚國史作舜河、或作洲流河、万葉集作薦河、或須流河、風土記作仙河、或作尖峨駿河字、日本紀其餘諸書皆有焉、略、中、するがてふ名の義を思ふに、萬葉集高橋蟲麿歌集中の歌に、打縁流駿河能國と云、又春日部麻呂の歌に、宇知江須流、須流河乃禰良とも云て、エトヨと普通ふなればなり、此辭をつら、考るに、打よするは浪を云るにて、下にするがと續けたるは、すは洲なり、るは寄のよを省けるにて、がは陸棲クガミカなどのかと同じ、人の行かふべき所カを云、山が海がなど皆